

第1章 前文

雇用や資本、商品とサービス、技術の活発な移動により、企業による取引活動やそれが及ぼす影響はますますグローバル化している。

企業行動の規範として法と市場のもつ拘束力はもちろん必要ではあるが、それだけでは十分とはいえない。

企業が自らの方針や行動に対して責任を負うことと、ステークホルダー（企業をとりまく利害関係者）の尊厳と利害を尊重することが基本となる。

繁栄を分かち合う責務などの価値観を共有することは、小規模な地域社会のみならずグローバルな社会においても重要である。

以上の理由と、社会を前向きに変革していく上で企業が力強い担い手となり得るとの確信から、私たちは企業責任を模索するビジネスリーダーによる対話と行動の拠りどころとして以下の諸原則を提言する。こうした提言を行うことによって、企業の意思決定において道德的価値が必要不可欠であることを私たちは主張したい。道徳的価値をもたずして、安定したビジネス関係や持続可能なグローバル社会を実現することは望み得ない。

第2章 一般原則

原則1 企業の責任－全てのステークホルダーに対して

企業の社会的存在価値は、企業が新たに生み出す富と雇用、消費者に対して貨に見合った適正な価格で提供する市場性のある商品とサービスにある。そうした価値を創造するためには、企業は自らの経済的健全性と成長力を維持することが不可欠であり、単に生き残りをかけるだけでは十分とはいえない。

企業はまた、自らが創造した富を分かち合うことによって、あらゆる顧客、従業員並びに株主の生活の向上をかかる役割を有している。仕入先や競争相手も、企業が自らの義務を誠実かつ公正の精神で全うすることを期待することが望まれる。さらに事業活動が行われる操業地、国、地域並びにグローバル社会の「責任ある市民」として、企業はそれらの将来を決定する一翼を担っている。

原則2 企業の経済的、社会的影响－革新、正義並びにグローバル社会を目指して

諸外国に拠点を置いて開発や生産、販売に携わる企業は、生産的雇用の創出と国民の購買力の向上を支援することによって、それらの国々の社会的発展に貢献しなければならない。企業はまた事業活動を行う国々の人権、教育、福祉、活性化に貢献すべきである。

企業は、効率的に適正な資源利用、自由で公正な競争、さらに技術や生産方式、マーケティング、コミュニケーションの革新に積極的に取り組むことによって、事業活動を行う国のみならずグローバル社会全体の経済とその発展に貢献しなければならない。